

[事案 2020-150] 新契約無効請求

・令和3年2月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の上司の虚偽の説明を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年4月に契約した特定重度疾病保障保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人の上司は、高血圧になったら400万円が出るなどと虚偽の説明をした。
- (2)提案書や説明冊子等を用いての説明はなく、書類自体を受け取っていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人の上司は、申立人が主張するような説明はしておらず、本契約の保障内容について正しく説明している。
- (2)提案書等を用いて説明しており、提案書、注意喚起情報、契約のしおりを交付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の上司の虚偽の説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。